

# 消費税及び地方消費税の税率変更に伴う 利用料金等の変更に関するお知らせ

---

平素より、和歌山県立体育館をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、このたび政府において、令和元年10月1日から消費税率（地方消費税率を含む。）が現在の8%から10%に変更される決定がなされました。

当館といたしましては、消費税率変更に伴う増税相当分を施設利用料金及び附属設備利用料金等に反映させていただくことを予定しております。

令和元年10月1日以降のご利用に関する「施設利用料金」及び利用に伴う「附属設備利用料金等」の変更内容については、本年3月県議会において、既に決定されております。つきましては、別紙のとおり変更のご案内をさせていただきます。

今後とも、お客様にご満足いただけるサービスを提供してまいりますので、ひきつづきご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

\* 10月からの利用であっても、9月30日（月）までに料金を納入された場合は、現状の消費税8%での利用料金となります。

公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団

和歌山県立体育館管理事務所 和歌山市中之島 2238 番地 電話 073-422-4108